

図表 4-6 紹介所得の範囲

紹介所得には、通常の俸給や給料、賃金、賞与のほか、諸手当やいわゆる現物給与も含まれます。この紹介所得の範囲について注意していただく点は、おおむね次のとおりです。

1 通勤手当等

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限ります。）や通勤用定期乗車券（これらに類する乗車券を含みます。）は、次の区分に応じ、それぞれ1か月当たり次の金額までは課税されないことになっています（所法9①五、所令20の2）。

区分	分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道45キロメートル以上である場合	24,500円 〔運賃相当額が24,500円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	20,900円 〔運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円 〔運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	11,300円 〔運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額 (最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)
		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 100,000円)

(注) 1 「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません（基通9-6の3）。

2 「運賃相当額」とは、交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額をいいます（所令20の2）。

3 「運賃等の額」には、消費税及び地方消費税相当額が含まれます。したがって、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」以下であれば、課税される金額はないことになりますが、消費税及び地方消費税込みの運賃等の額が、上記の「課税されない金額」を超える場合には、その超える部分の金額が課税の対象となります（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。

2 特殊な給与

区分	取扱い
旅費	次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません（所法9①四）。

- ① 勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行
- ② 転任に伴う転居のために行う旅行

区分	取扱い
宿日直料	宿日直料は、宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1回の宿日直について支給される金額のうち4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません（基通28-1）。
交際費等	交際費や接待費などとして支給されるものは原則として給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません（基通28-4）。
結婚祝金品等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通28-5）。
葬祭料、香典、見舞金等	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません（基通9-23）。
労働基準法等の規定による各種補償金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません（所法9①三イ、所令20①）。
学資金等	学資金は非課税とされています（所法9①十四）が、使用者から就学中の子弟を有する使用者等に対し学資金の名目で支給される金品や使用者から使用者等に対しその使用者等の学資に充てるため支給される金品は、業務遂行上の必要に基づき、技術の習得等をさせるために支給されるものなど、一定の範囲内のものを除き、給与等とされます（基通9-14、9-15、9-16）。

3 現物給与等の取扱い

給与は金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように物や権利その他の経済的利益で支給されることがあります。

このような、いわゆる現物給与も給与等に当たりますが、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するものなどもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区分	取扱い
食事の支給	<p>使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額－その人の負担した金額）が給与所得とされます（基通36-38の2）。</p> <p>この場合、使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、次により評価した食事の価額からその人の負担した金額を差し引いた後の残額に105分の100を乗じた金額により判定します（基通36-38、平元直法6-1、平9課法8-1改正）。</p> <p>① 使用者が調理して支給する食事については、その食事の主食、副食、調味料等に要した、いわゆる直接費の額。</p> <p>② 使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その購入価額。</p> <p>以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません（基通36-24）。</p>
制服等の支給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません（所法9①六、所令21二、三、基通9-8）。
社宅等の貸与	<p>使用者等に対して社宅や寮等を貸与することにより使用者等が受ける経済的利益については、使用者等から一定の算式により求めた賃貸料相当額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用者等から徴収している賃貸料が、その賃貸料相当額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます（基通36-40-36-48）。</p> <p>なお、役員に貸与している社宅が、いわゆる豪華社宅である場合には、賃貸料相当額はその利用につき通常支払うべき使用料の額により評価することとされています（平7課法8-1）。</p>

区分	取扱い
レクリエーションの費用の負担	<p>レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受けた経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対してその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません（基通36-30）。</p> <p>なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしており、かつ、その経済的利益の額が少額不追求の趣旨を逸脱しない範囲内である場合には、原則として課税しなくて差し支えありません（昭63直法6-9、平5課法8-1改正）。</p>
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません（基通36-21）。
創業記念品等の支給	<p>創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものでない限り、課税されません（基通36-22）。</p> <p>なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、その価額に105分の100を乗じた金額により判定します（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。</p>
商品、製品等の値引販売	使用者が取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません（基通36-23）。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低い金利で貸し付けしたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により一時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるための貸付けにより供与されるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません（基通36-28）。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費などを使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません（基通36-29）。
使用人に対する住宅取得資金の低利貸付け等	<p>使用者が受ける次の経済的利益等については、住宅対策の見地から、その経済的利益等が使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益等を著しく超える部分（1%の利率に満たない部分など）を除き、課税されないことになっています（措法29、措令19の2、措規11の2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅取得資金の低利貸付け等 使用者がその使用者から自己の居住用の住宅や宅地（以下「住宅等」といいます。）を取得するための資金を無利息又は低い金利で借り受けた場合の経済的利益で、平成20年12月31日までに受けるもの ② 住宅取得借入金の利子補給 使用者が住宅等を取得するための資金を金融機関（財務大臣が指定した住宅金融会社を含みます。）や特定の福利厚生会社から借り入れた場合の借入金につき、平成20年12月31日までに支払うべき利子に充てるため、その使用者から支払を受ける利子補給金 ③ 財産形成持家融資制度に基づき受ける経済的利益等 勤労者財産形成促進法の規定に基づく使用者の住宅取得のための負担軽減措置等により、使用者が、使用者やその使用者が構成員となっている事業主団体から受ける経済的利益等で、上記①又は②に相当する経済的利益等のうち、平成20年12月31日までに受けるもの

2. 提言

今回の調査結果から、介護職員の不安や仕事での支障を解決に役立つ施策はある程度明らかになってきた。

その中で、介護職員の多くが共通して抱えている悩みとして心身の健康維持に対する不安は大きい。各事業所が個々に「腰痛教育」や職員の「健康診断」、あるいは「メンタルヘルス相談」や「健康相談」などを展開していくことは限界があるため、健康保険組合のような業界の横断的な組織を設立し、介護職員の心身の健康保持や稼得能力が減退した際の所補保障（傷病手当金や出産手当金の法定給付と付加給付など）を給付事業によって補完し、保健事業によって、事業所に代わり「メンタルヘルス相談」や「腰痛予防教育」、あるいは「健康教育プログラム」、「人間ドック」などの法定外健康診断などの施策を健康保険組合が支援していく必要は残されていると思われる。

また、今回の調査では、介護事業所単独で取り組めない施策について、外部資源の活用に対する関心も見られた。関心はあるものの、これについては、事業所と職員との双方において外部の制度の存在自体が知られていない、あるいは、制度の存在を知っていても事業所における事務手続きの負担が大きいことから利用が敬遠されている実態もある。

したがって、事業所や職員が必要な時に役に立つ制度の情報（中小企業向け助成金活用情報や、職員の居住地の自治体の公的な補助金制度など）を閲覧できる介護業界共有の情報提供の仕組みや、あるいは介護職員向けキャリア教育やライフプラン教育などの実施体制を構築し、その組織において、各事業所に代わって、一括して事務の手続きや運営を行う業界共有の仕組みを構築することが必要といえる。

第5章 セミナー開催報告

前章までの事業成果を還元する機会として、セミナーを開催した。実施概要は次のとおり。

<実施概要>

- 日 時 ／ 2011年3月25日（金） 14:00～17:00
- 会 場 ／ 味覚糖UHA館（東京都港区浜松町1丁目26-1）
- 参加費用 ／ 無 料

当日は、介護事業所の経営者及び人事労務担当等実務者のほか、地方議会議員、教育関係者、マスコミ関係者等、多数の参加者を得て開催した。

内容は、本事業検討委員会の西久保委員長による「基調講演」にはじまり、事務局の「調査結果報告」、先進的な取り組みを実践する事業所の「事例紹介」およびフロア参加型の「パネルディスカッション・質疑応答」により構成した（「プログラム」は次頁のとおり）。

特に「パネルディスカション・質疑応答」は、フロアの関心も高く、介護職員がいきいきと働き続けられるような労働環境についてなど、各パネラーから、職員一人一人が楽しんでお互いのアイディアを潰さないで仕事に取り組む環境や、介護の分野に限らず職員の学ぶ意欲を応援して介護の仕事に応用できる力を引き出す環境などが紹介された。

また、フロアから募った質問に対して、「職員採用時に重視することは何か」、「法人負担による研修への参加に対して、どの程度の報告を求めるか」、「介護職員の定着に最も効果の高かった福利厚生施策は何か」など、各パネラーより回答がなされた。

さらに、この回答をもとにコーディネータが論点を深め、充実した議論が展開された。

社団法人 企業福祉・共済総合研究所主催

厚生労働省平成22年度老人保健健康増進等交付金事業

調査報告ならびに事例紹介とパネルディスカッション

「介護職員の定着に貢献する福利厚生施策とは…」
～介護職員の福利厚生を考える～

本日のプログラム

2011年3月25日(金) 14時開会・17時閉会

14:00～14:30 【基調講演】

「福利厚生が定着性に果たしてきた役割」

山梨大学教育人間科学部 教授 西久保 浩二 氏

- ・経営に福利厚生をどう位置づけるか
- ・福利厚生は働く側の心理にどう作用するか

14:30～14:45 【調査結果報告】

社団法人 企業福祉・共済総合研究所 事務局

14:45～15:30 【事例紹介】

1. 職員の離職防止のための福利厚生など労働環境の整備

●社会福祉法人松栄会 理事長 梶原 栄治 氏

2. マネジメント化する中での職員への福利厚生の整備

●有限会社すまいる 取締役 米田 早苗 氏

3. 職員が出勤することに楽しみを感じる職場環境づくり

●特定非営利活動法人せせらぎ 施設長 松元 優子 氏

15:30～15:50 休憩

15:50～16:40 【パネルディスカッション・質疑応答】

「介護職員の定着に貢献する福利厚生施策とは…」

コーディネーター：

山梨大学教育人間科学部 教授 西久保 浩二 氏

パネリスト：

社会福祉法人松栄会 理事長 梶原 栄治 氏

有限会社すまいる 取締役 米田 早苗 氏

特定非営利活動法人せせらぎ 施設長 松元 優子 氏

16:40～17:00 名刺交換会

成構

- ✓ 福利厚生とは何か、生成過程、特性と機能
 - ✓ 福利厚生の経営的効果
 - ✓ 實証研究

西久保浩一
山梨大学

福利厚生制度の機能と効果－人の資源管理における有効性－

企業福祉・共済総合研究所(2011.3.25)

源起

・英國での起源……18世紀末

- 先進的使用者(enlightened employer)らの発想
 - 「良性労働条件はペイする(it pays)」
 - 産業福祉(industrial welfare)、福利厚生施策(welfare works)
 - 労務管理そのものの原型ともなる
 - 1792年 デーラー(Dale 織織物業)……スポーツ施設を従業員に提供
 - 1790年代 ストラッツ社(綿織物業)、……住宅・学校・教会を従業員のために建設
 - 水力確保のため郊外に事業所が建設される「工場村」
 - 事業と社会生活との融合

・米国での起源……19世紀初頭

- 東海岸のマサチューセッツ州、ニューイングランド州ではじまる
 - 産業革命による工業化が契機 → 「織維工業」
 - 移民労働者のアメリカナイゼーション(英語・生活様式教育)
 - 「福利厚生運動(welfare movement)」の高まり
 - ・福利厚生係(welfare secretary)の配置 → 人事部の起源
 - ・規範導入施設化… 学校、銀行、図書館まで

日本での起源

生成過程の共通性

共通項
→ 産業革命(エネルギー革命)による変化

手工業経営
(handicraft)
問屋制工業
(putting-out)

→ 工場制工業 (factory)

- 軽工業、鉱工業
- 郊外立地(地理的要因)…家庭生活からの隔離(衣食住のサービスからの分離)
- 純粋な労務管理制度として発生
- 不熟練労働力の吸引と保全
- 労使関係の先鋭化の防止 (→ 労働組合対策)
- 恩恵的(博愛的・慈愛的)施策
- 従業員負担がない、経営者・事業主の考え方次第
- 基本的な生活サービス(衣食住)

日本の経営との融合による拡充

- ・年功賃金の最大の弱点を補完
- ・年功賃金による賃金増回避の代替案
- ・企業内組合による労使での導入決定
- ・長期雇用を前提とした多額の初期投資(施設型制度)
- ・経営家族主義、集団重視主義の体現手段
- ・土地神話と含み益経営(ハコもの偏重)

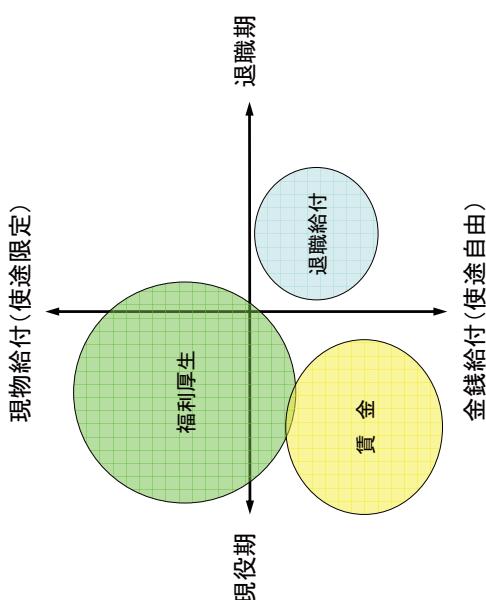
↓
世界でも類を見ない充実した、広範囲の制度展開

「福利厚生主義」(James C. Abegglen 「日本の経営」(1958))
…身分不相応に、福利厚生制度の充実が行われ、従業員の私的生活領域にまで入りこんで、従業員福祉の向上を図る

福利厚生の多面性

(企業における額) ・成果配分	(従業員個人に対する額) ・勤務に対する報酬(不就効給)
・業務上必要条件	・労働条件
・人的資源への投資	・教育機会
・社会的責任	・セイフティ・ネット
・競争力(ex...人材吸収力)	・相互扶助

賞金、退職金、福利厚生、それぞれの性格

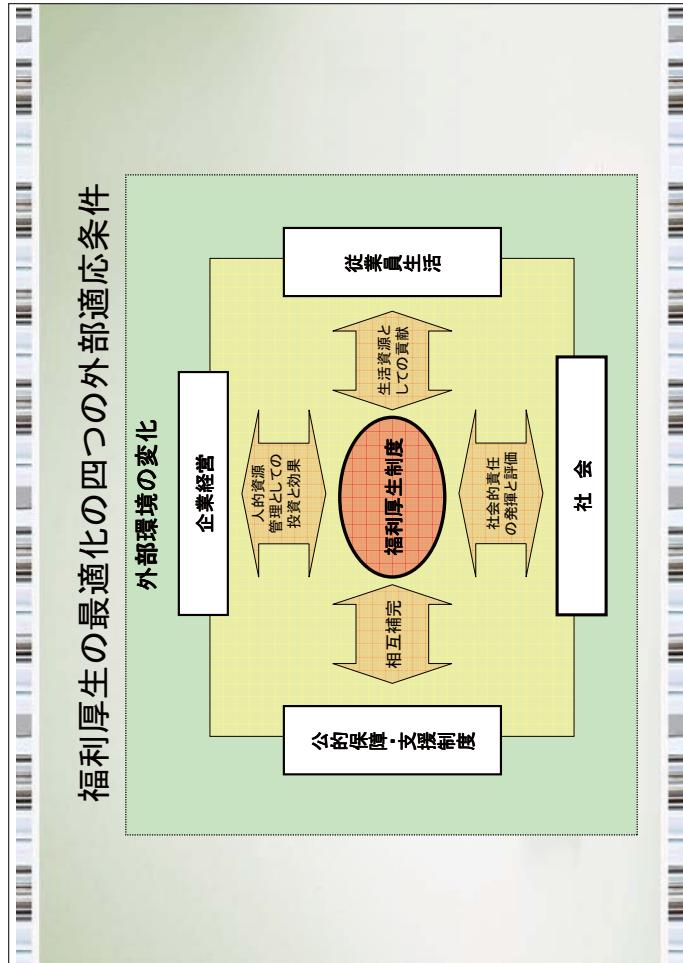
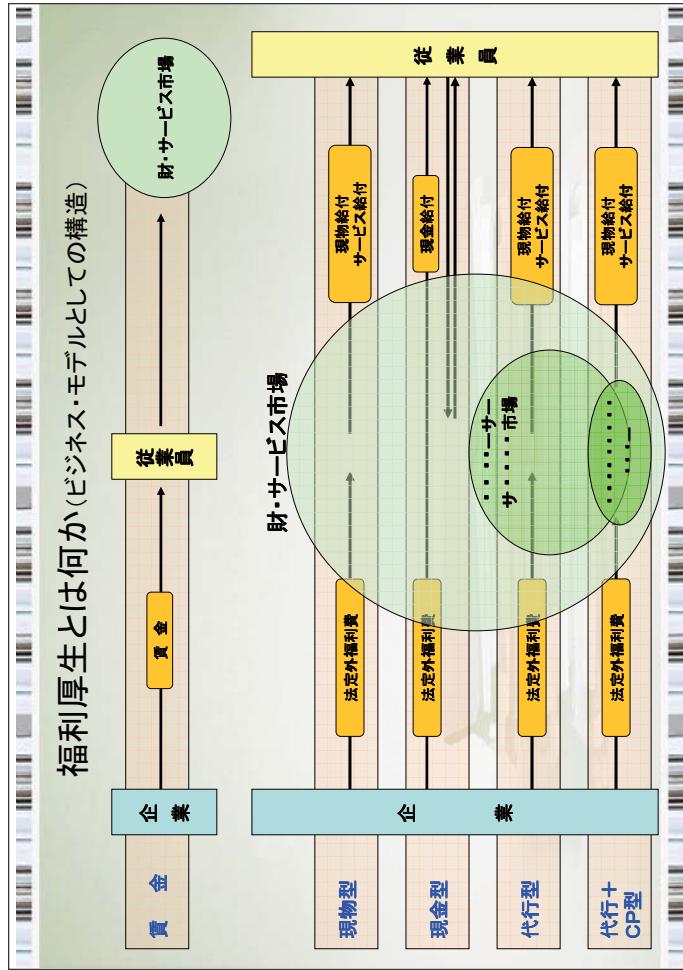


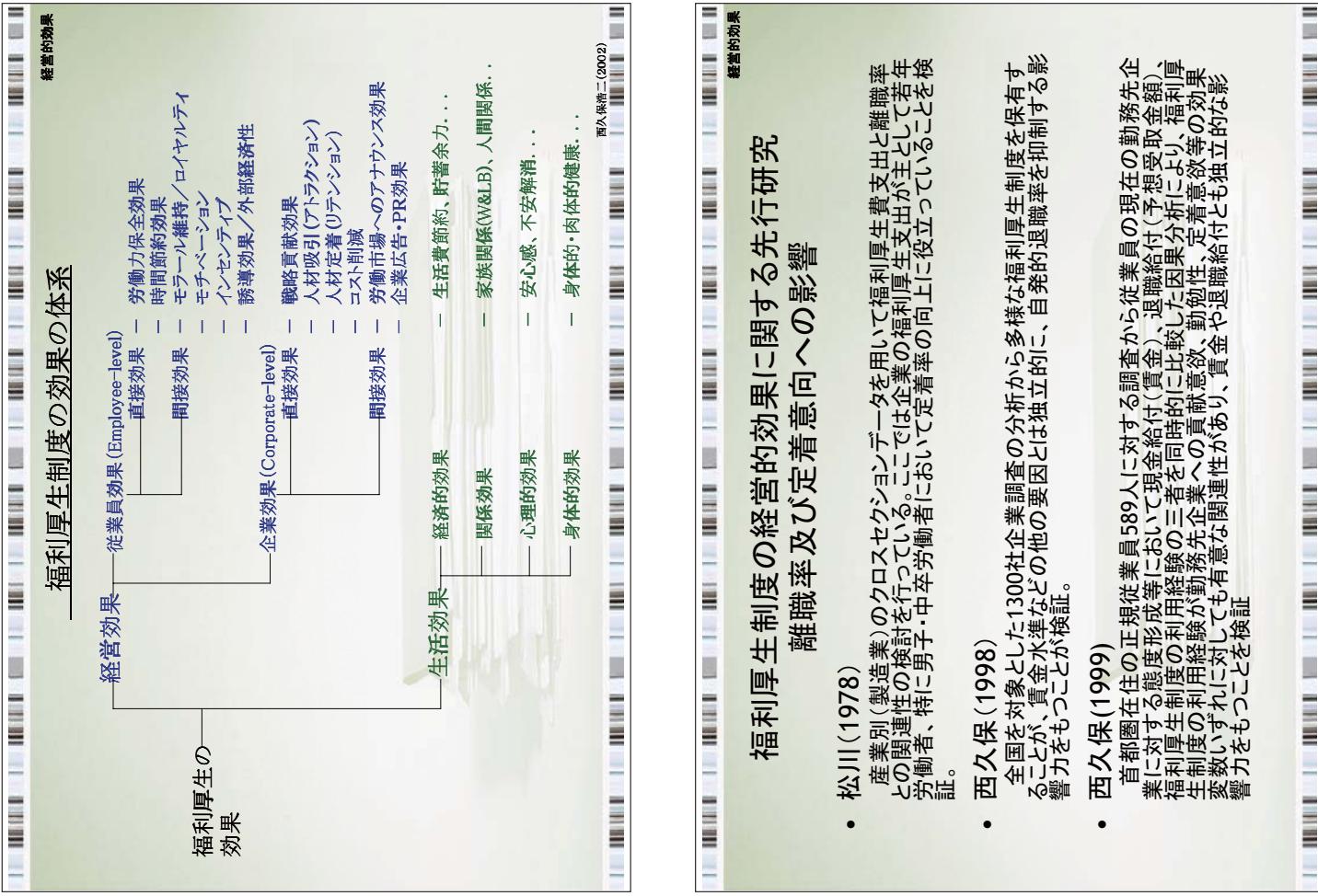
福利厚生制度と他の人事労務制度との違い

- ・「企業福祉は労務管理の一環をなしているといわれるが両者にはかなりの相違がある」佐口卓(1974)
 - ①労務管理は、一般に労働過程における従業員本人を対象とするのに対して、**企業福祉は労働過程に直接関係のない私生活・社会生活の場における従業員とその家族を対象**としている。
 - ②**労務管理は労働過程の問題**だが、**企業福祉は労動力再生産過程の問題**である。
 - ③**労務管理は直接的な効果を狙っているの**に対して、**企業福祉は従業員と家族の福祉の安定・向上を通じて間接的な効果を期待**している。

福利厚生制度と他の人事労務制度との違い

- ・「企業福祉は労務管理の一環をなしているといわれるが両者にはかなりの相違がある」佐口卓(1974)
 - ①労務管理は、一般に労働過程における従業員本人を対象とするのに対して、**企業福祉は労働過程に直接関係のない私生活・社会生活の場における従業員とその家族を対象**としている。
 - ②**労務管理は労働過程の問題**だが、**企業福祉は労動力再生産過程の問題**である。
 - ③**労務管理は直接的な効果を狙っているの**に対して、**企業福祉は従業員と家族の福祉の安定・向上を通じて間接的な効果を期待**している。



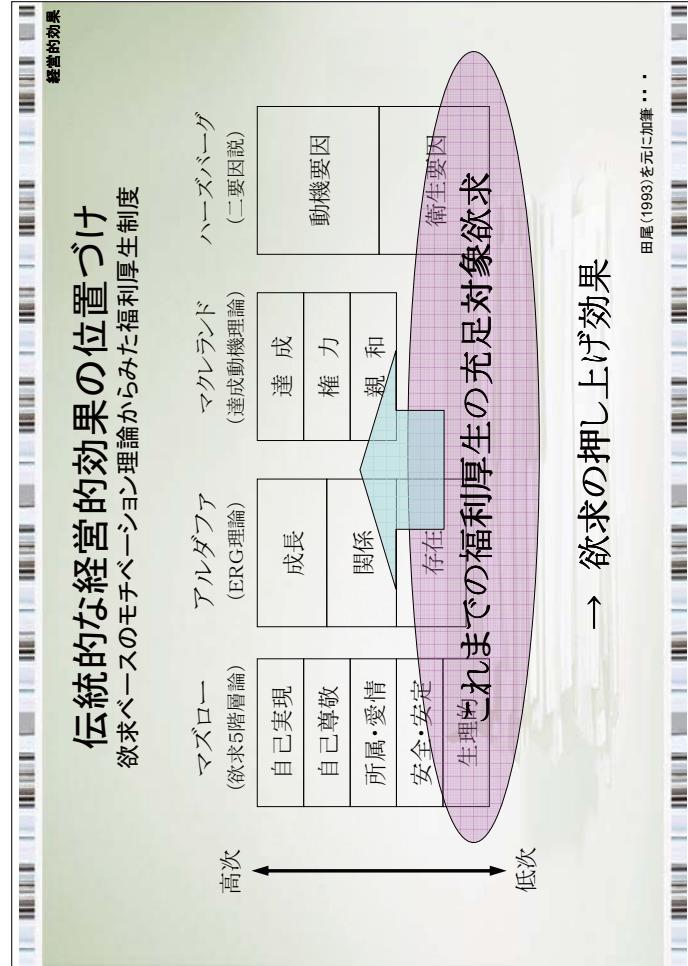
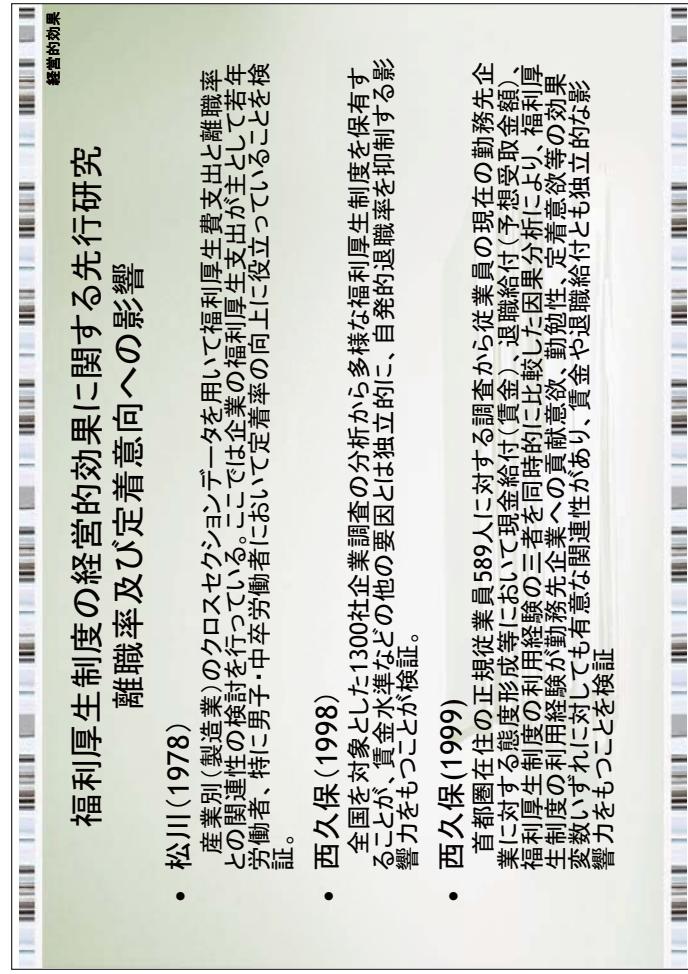


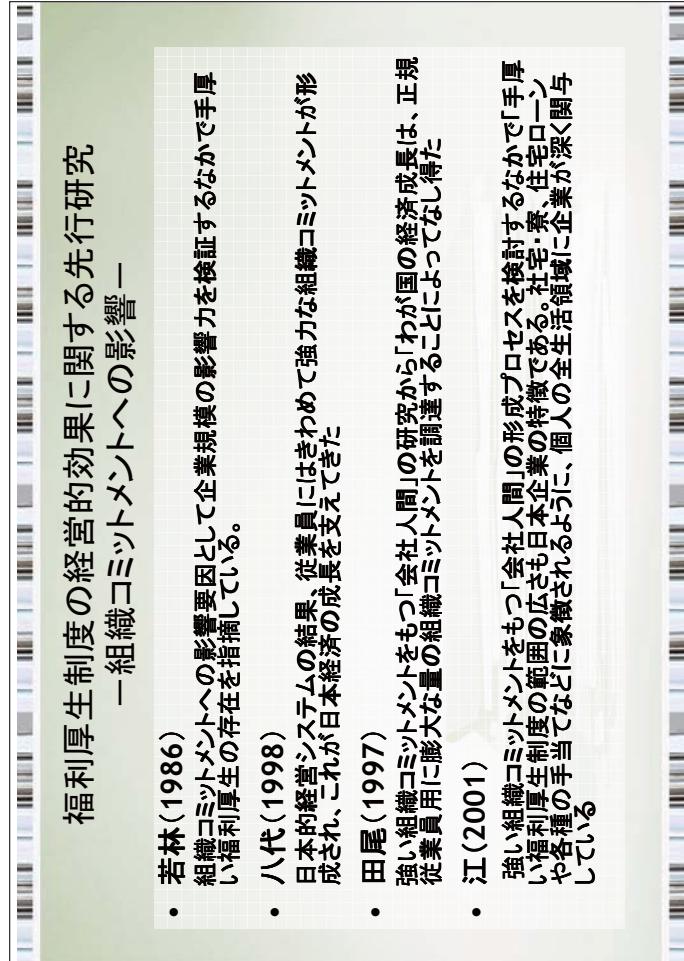
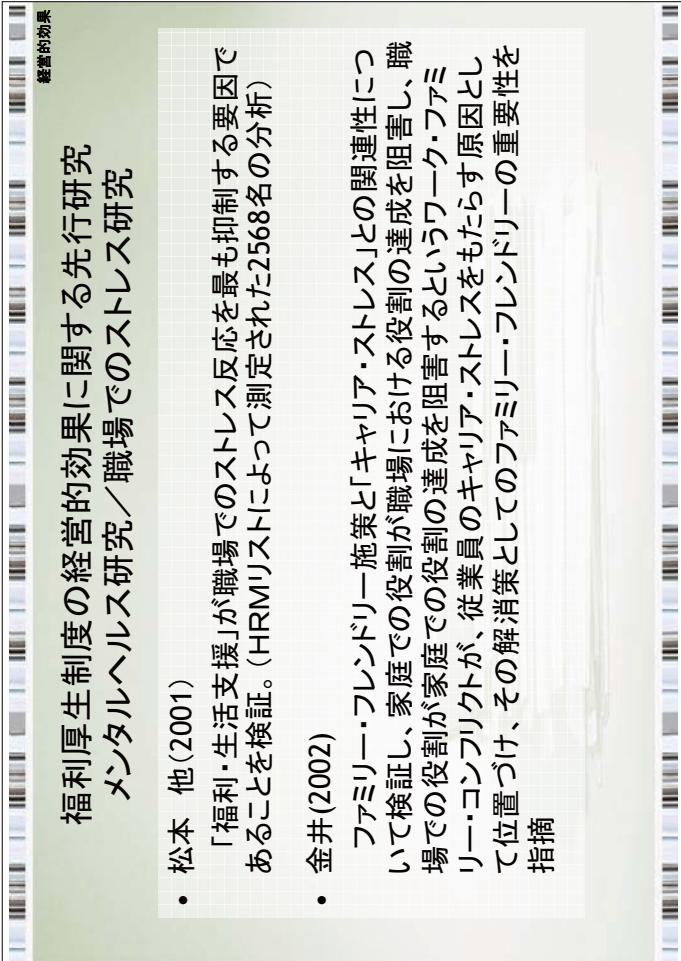
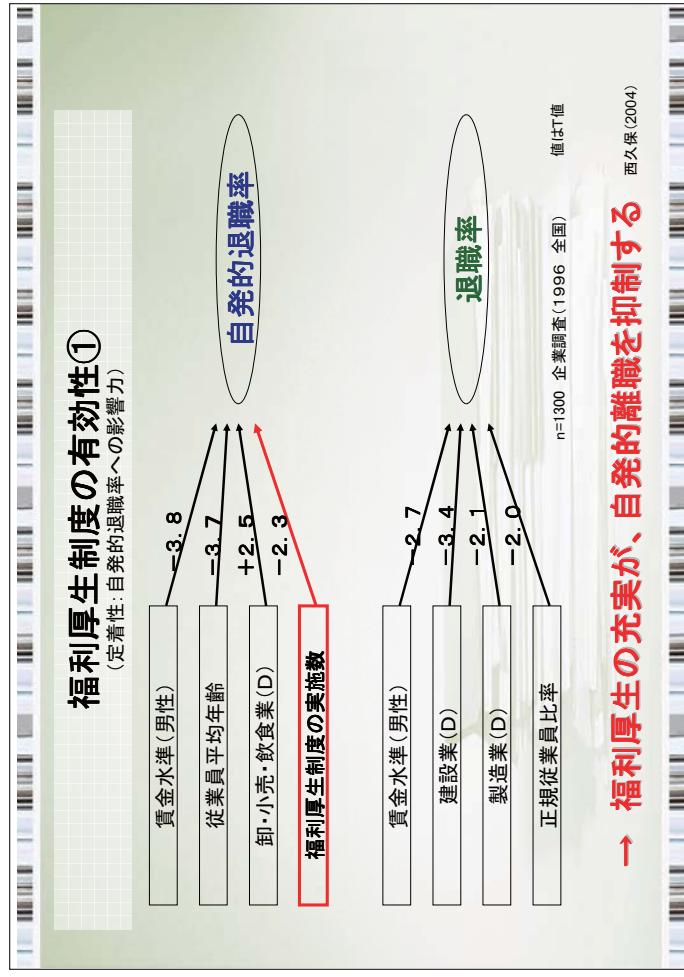
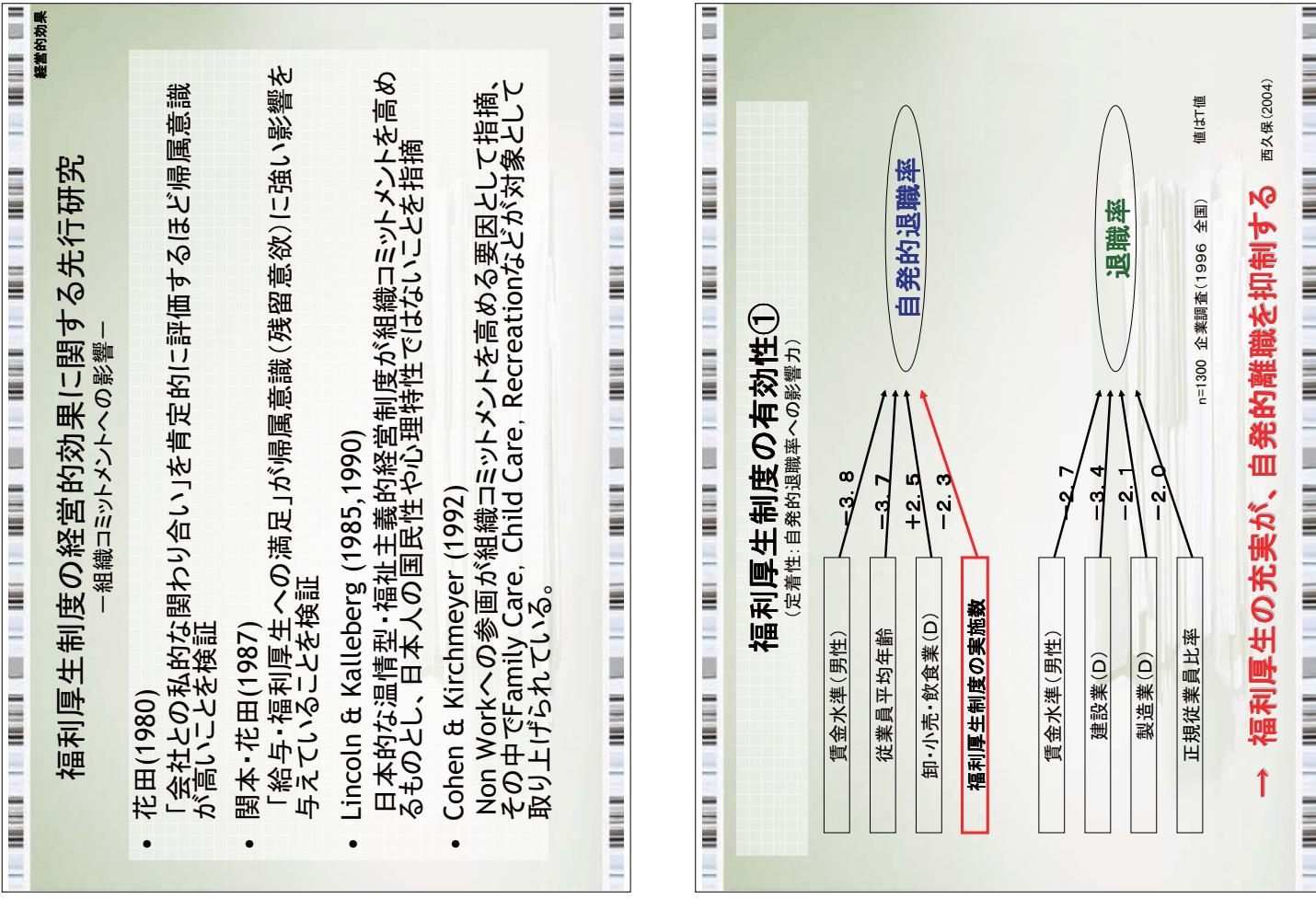
福利厚生関連費用

成年労働者総合調査 (厚生労働省)

4416									
労働者総額	金額	各構成社	面積	現金給付比	1000人以上	300~999人	100~299人	30~99人	1人
男金給付額	462,329	(%)	2.8		544,071	47,741	382,702	375,777	
男金給付額	374,591	-	1.3	103.0	427,511	394,662	319,656	316,365	
福利厚生・通勤開支費	83,528	-			111,168	82,401	75,755	75,755	(%)
法定福利費 (現金給付額)	46,456	100.0	10.8	12.4	52,813	47,601	40,446	40,446	
福利厚生費 (現金開支額)	15,746	32.0	18.3	4.2	17,923	16,145	12,201	12,201	
福利厚生費 (現金開支額)	23,831	51.3	4.3	6.1	27,371	24,341	18,201	18,201	
福利厚生費 (現金開支額)	6,333	13.7	1.7	6.967	6,320	5,385	2,865	2,865	
児童手当給付金	317	0.7	▲ 5.7	0.1	363	325	185	185	
障害者手当給付金	62	0.3	0.3	0.0	82	145	10	10	
法定外福利と費用	9,555	100.0	▲ 7.3	2.6	13,670	8,745	6,498	5,707	
法定外福利と費用	4,766	49.3	▲ 6.6	1.3	7,816	4,742	2,542	1,341	
法定外福利と費用	641	6.7	▲ 8.3	0.2	1,137	402	321	200	
法定外福利と費用	871	9.1	▲ 22.0	0.2	1,116	828	626	699	
法定外福利と費用	574	6.0	▲ 22.0	0.7	794	456	388	401	
法定外福利と費用	959	10.5	▲ 39.5	0.3	449	990	1,408	1,611	
法定外福利と費用	216	2.3	▲ 36.5	0.1	158	153	223	372	
法定外福利と費用	362	3.2	▲ 8.7	0.1	391	239	240	203	
法定外福利と費用	238	2.5	▲ 31.1	0.3	314	220	197	191	
法定外福利と費用	944	9.9	▲ 13.8	1.1	1,465	696	555	555	
法定外福利と費用	27,517	100.0	6.4	7.3	44,685	25,655	14,306	10,521	
法定外福利と費用	15,113	54.9	10.6	4.0	37,813	12,483	5,923	3,145	
法定外福利と費用	11,752	42.7	▲ 16.9	3.1	16,731	13,086	7,695	5,561	
法定外福利と費用	652	2.3	▲ 18.9	0.1	118	165	173	1,913	

(1) 用
(2) 用
13 30 446 827





組織コミットメントと福利厚生

定義

- 組織の目標や価値に対する信頼と受容
 - 組織の代表として進んで努力する意欲
 - 組織の一員としてとどまりたいとする強い願望
- Mowday et al (1979)

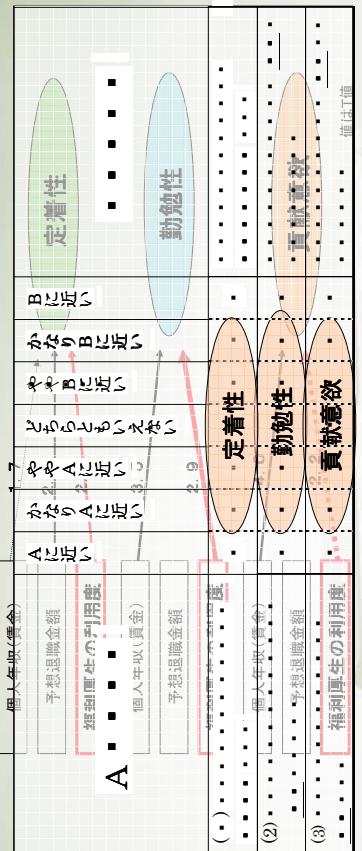
職務満足 (Job Satisfaction)

- 今、現在関わっている仕事に関する固有の環境に対する満足度としての反応
- 時間的には安定しない
→ 状況が変わればすぐに変化する (ex.上司の異動)

組織コミットメント (Organizational Commitment)

- 組織全体への一般的な感情反応であり、広範囲なもの
- 時間的には安定している／離職行動に対する予測能力に優れている
→ 人的資源管理の管理指標としてはJSよりも優れている

福利厚生制度の有効性② (従業員の態度形成への影響力)

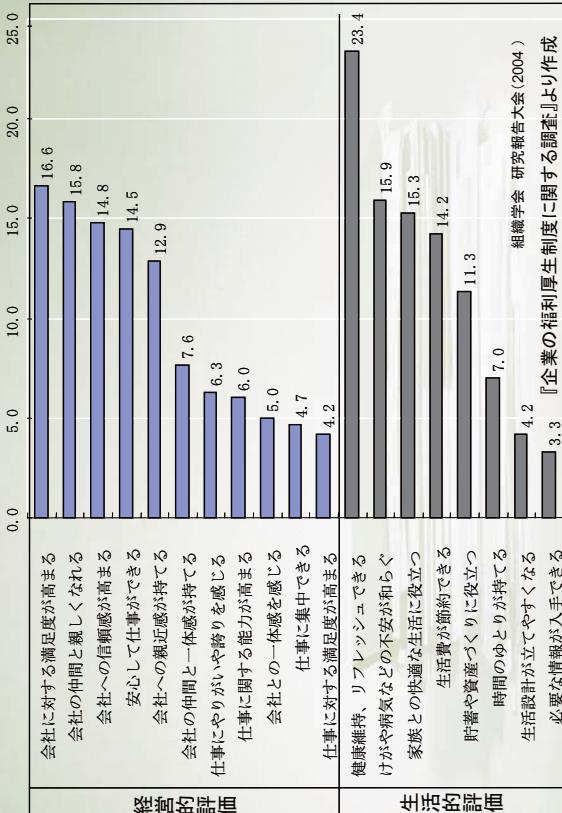


n=559 正規従業員調査(1998 首都圏)

- 福利厚生をより多く利用している従業員ほど、定着性、勤勉性、貢献意欲が高い
- 定着性、勤勉性、貢献意欲が独立的な影響力を有する

西久保(2001)

福利厚生制度に対する従業員評価

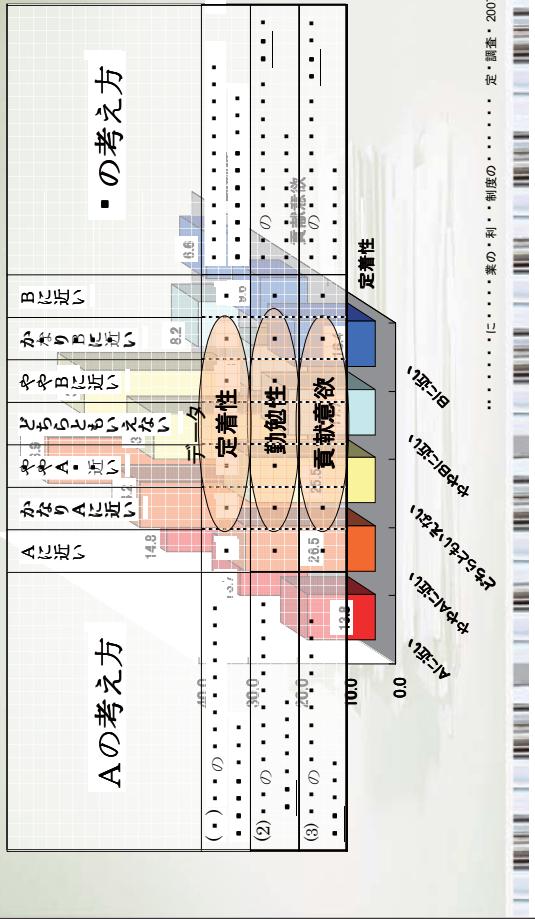


組織学会 研究報告大会(2004)

松本真作(1999)『雇用管理業務支援のための尺度・チェックリストの開発』日本労働研究開発機構
Mayer & Allen(1991), Allen & Mayer(1990) らの開発尺度を元に作成

従業員態度と制度利用① 2007年度調査による追跡

2007年度調査データでの追試

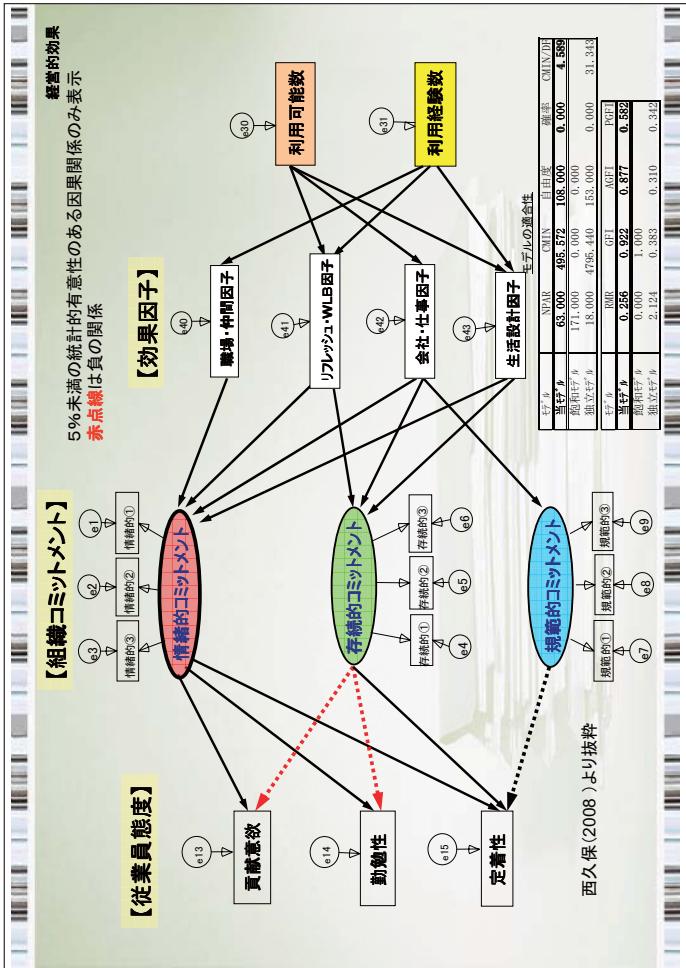


従業員態度と制度利用③

2007年度調査データでの追試

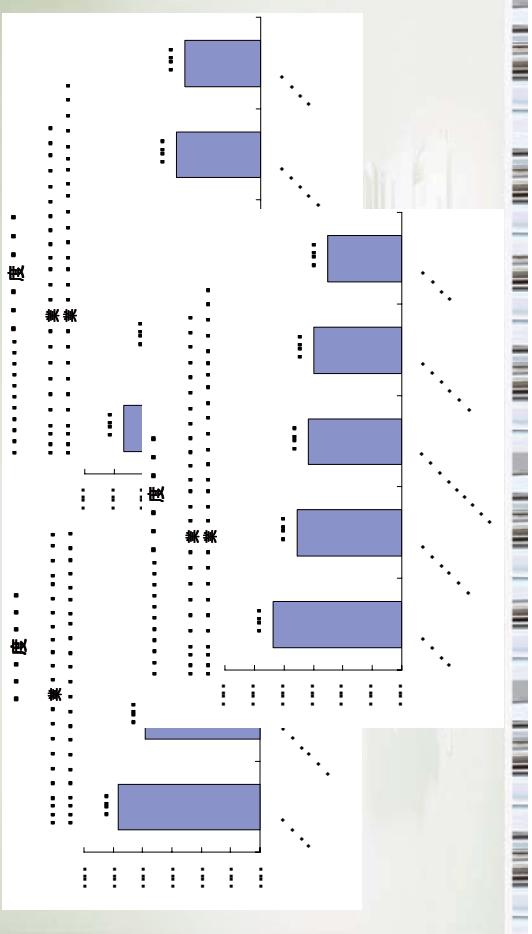


- ・ 福利厚生制度の利用経験の蓄積が「定着性」「貢献性」「勤勉性」のいずれの態度形成に対して好影響を与えていた。
 - ・ 賃金(昨年度年間収入)は、「貢献性」での弱い影響力以外では態度形成への影響力は確認できなかった。



度·態度·從業員 2007·度

2007 年度



従業員態度と制度利用④

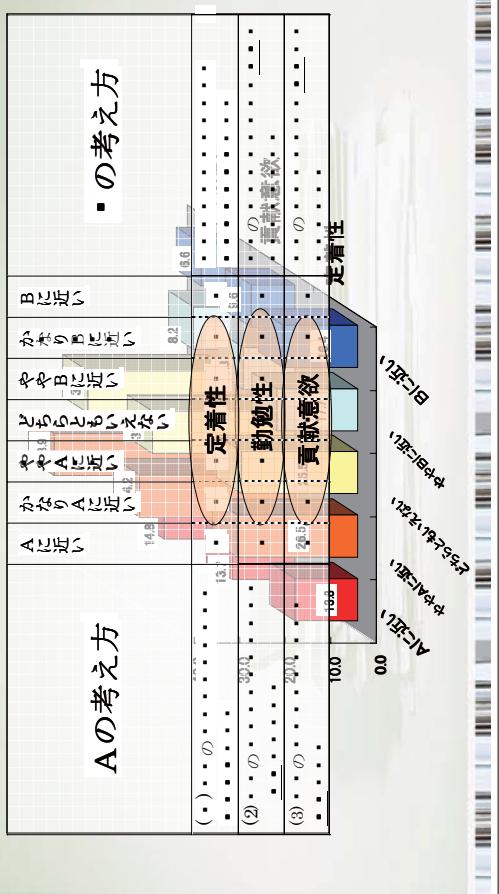
2007年度調査データでの追試

係数(a) チートル	現在の仕事 に対する満足度	現在の勤務先企業 に対する満足度	t 有意確率	t 有意確率
(定数)	26.601	0.00	29.243	0.000 ***
福利厚生(利用経験制度数)	-2.184	0.029 **	-7.061	0.000 ***
賞金(昨年の年間収入)	-3.677	0.000 ***	-4.450	0.000 ***
年齢(才)	1.223	0.222	2.262	0.024
子供ありダミー	-1.349	0.178	-1.490	0.136
既婚ダミー	-0.406	0.685	0.359	0.720
男性ダミー	4.412	0.000 ***	4.056	0.000 ***

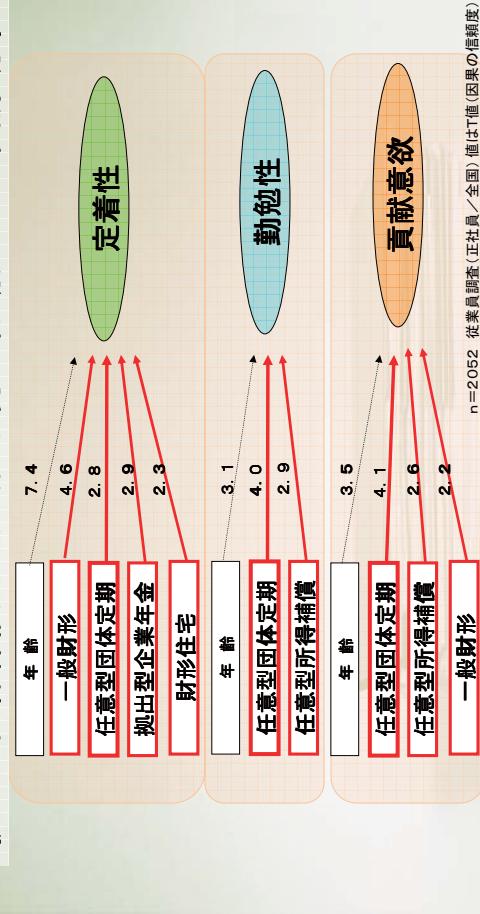
- 福利厚生制度の利用経験の蓄積は「勤務先企業」に対する満足度形成に賃金以上に、信頼できる強い影響をもつ
- 「仕事」への満足形成では賃金の影響力が勝っている

相互扶助・自助システムの経営的効果

(1) 従業員態度



拠出型団体保険の加入(自助努力行動)の人的資源効果

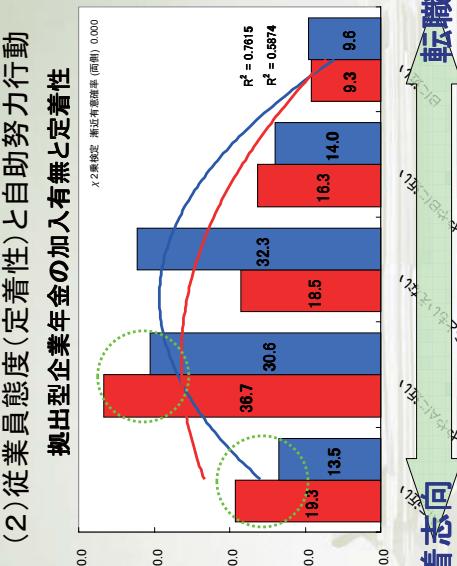


→ 従業員自身が拠出する団体保険に加入する従業員ほど、
定着性、勤勉性、貢献意欲が高い

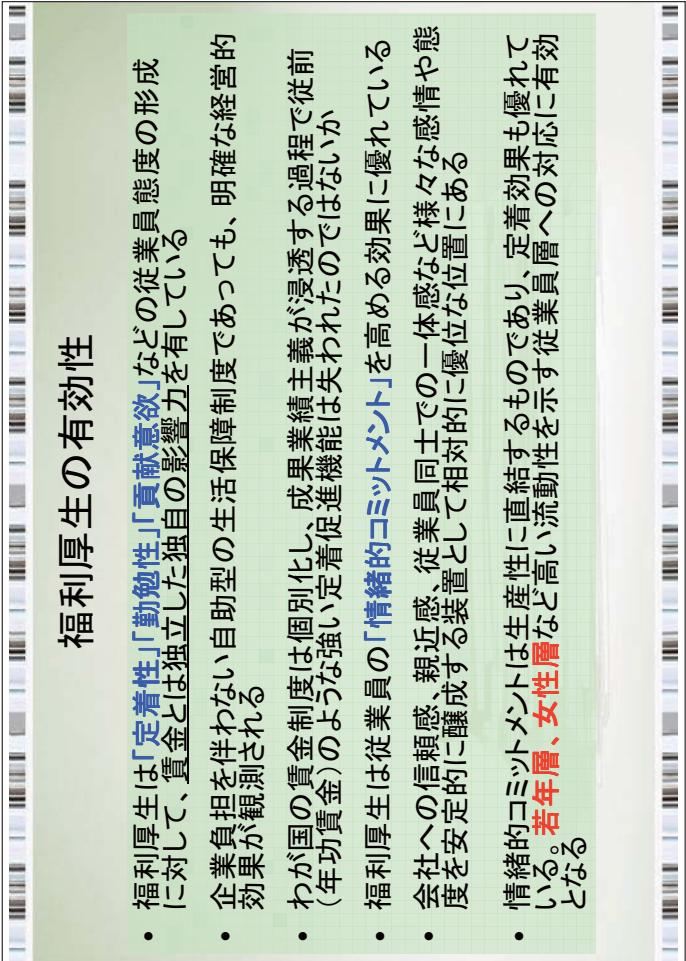
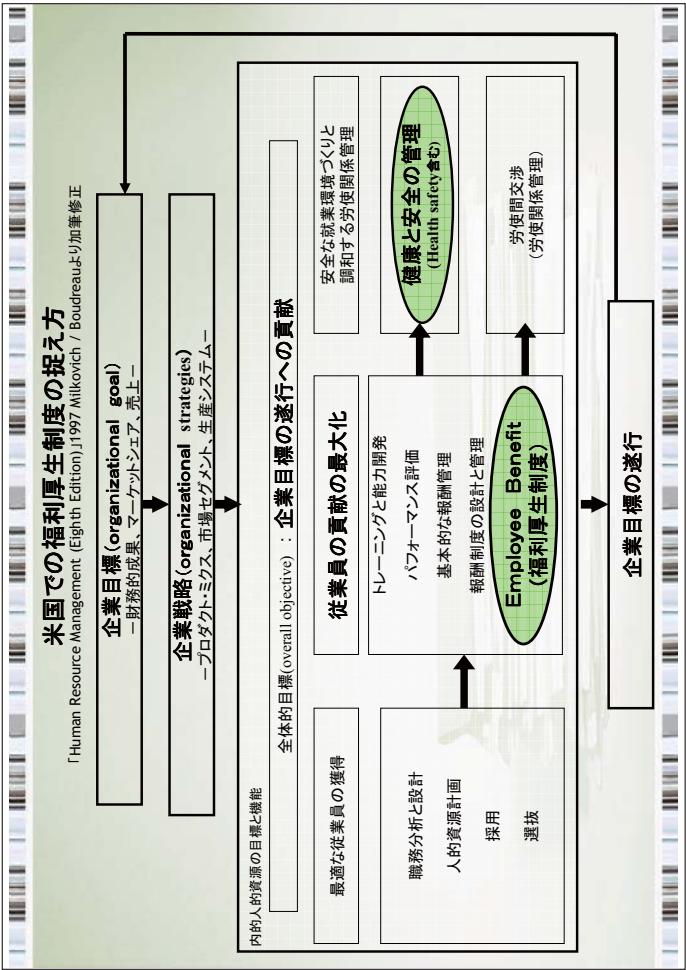
n=2052 従業員調査(正社員／全国) 値はT値(因果の信頼度)
■ 加入している
■ 加入対象者であるものの加入していない

相互扶助・自助システムの経営的効果

(2) 従業員態度(定着性)と自助努力行動



→ 定着志向



調査結果の概要

2011年3月25日

(社)企業福祉・共済総合研究所

調查概要

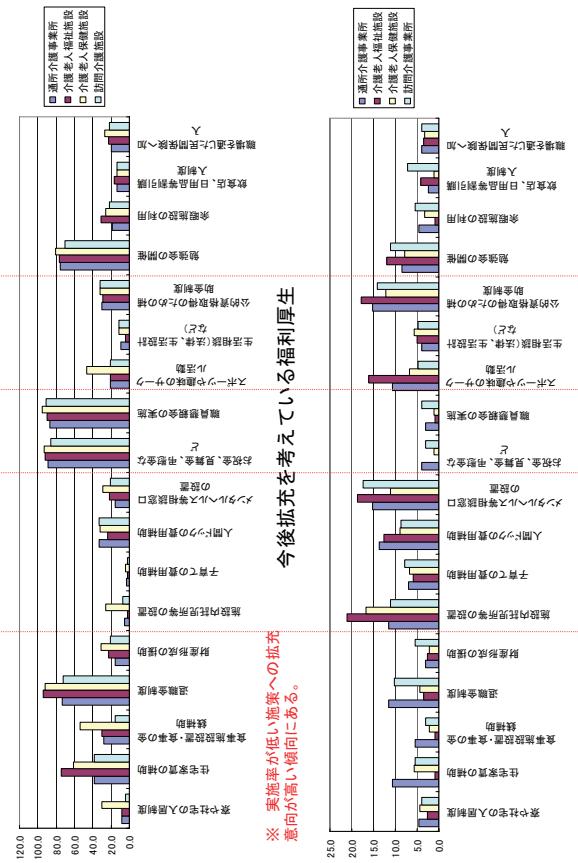
- ・ 調査方法：郵送による調査票の配布および回収
 - ・ 調査時期：2010年9月27日～11月27日
 - ・ 調査票回収状況：

區分	事業所調查	介護職員調查
合計	466件	1,307件
通所介護事業所	131件	363件
介護老人福祉施設	118件	341件
介護老人保健施設	90件	263件
訪問介護事業所	127件	331件

- ## ・ ヒアリング調査：全国12カ所

事業所区分

事業所区分	通所介護事業所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問介護事業所
職員の平均年齢
女性職員比率
介護事業費用に占める人件費率
福利厚生を行う目的
最も得られた効果



卷六

実施している福利厚生

※ 実施率が低い施策への意向がある。

今後拡充を考えている福利厚生

福利厚生の定着効果

①福利厚生の提供

(職員であれば公平に提供される制度)
※賞金は職員の労働能力に対応して支給

②不安や不満の低減

(職場での人間関係、健康や所得への不安の軽減)



[参考] 賞金と福利厚生の違い
・賞金一労働の対償(結果)として支給
・福利厚生一労働効果を期待して投資

③勤務先から支援の認知

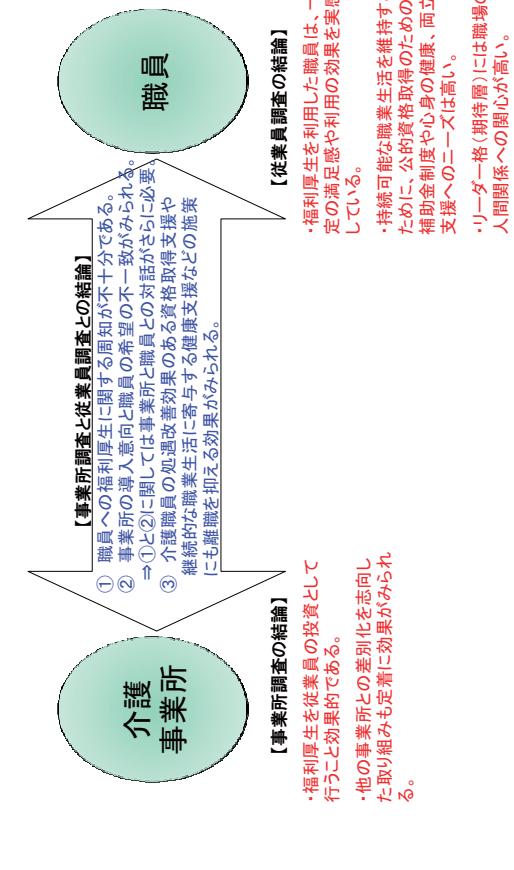
(会社から大切に思われている、
あるいは、必要とされていることを実感)

④企業への貢献

(所属組織への愛着)

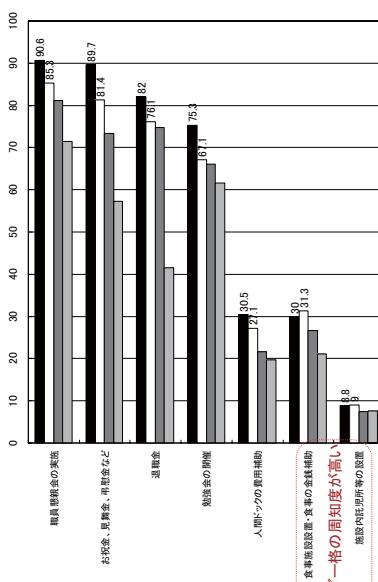
※ 西久保浩二氏(山梨大学教授)が福利厚生の定着効果を先行研究している。
※ 上記の図のサイクルが機能するには、事業所のメッセージが職員に十分に理解されていることが必要である。

今調査の結果



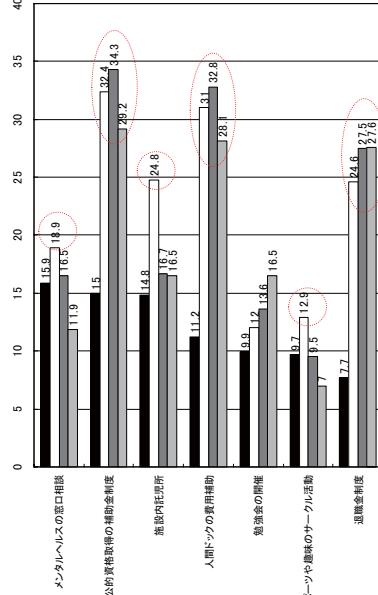
事業所、職員調査(1)

図表3-1 実施している福利厚生制度と職員の周知度

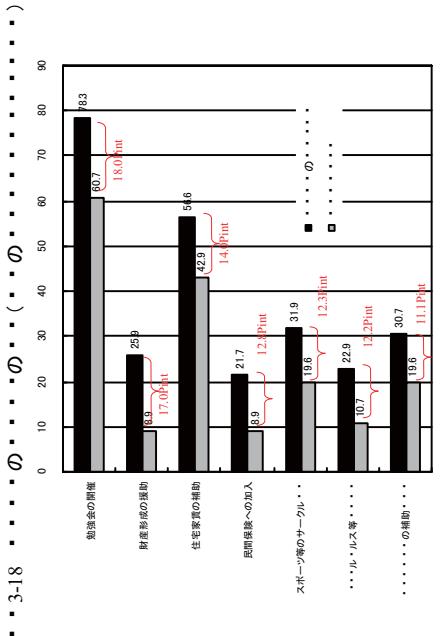


事業所、職員調査(2)

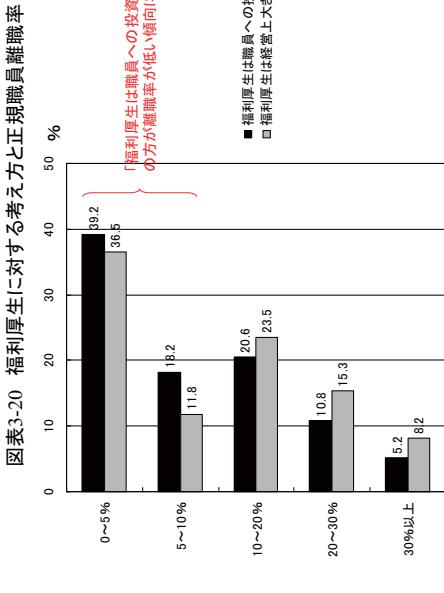
図表3-7 事業所の拡充意向と職員の導入等希望(事業所の拡充意向が高い上位)



事業所調査(1)

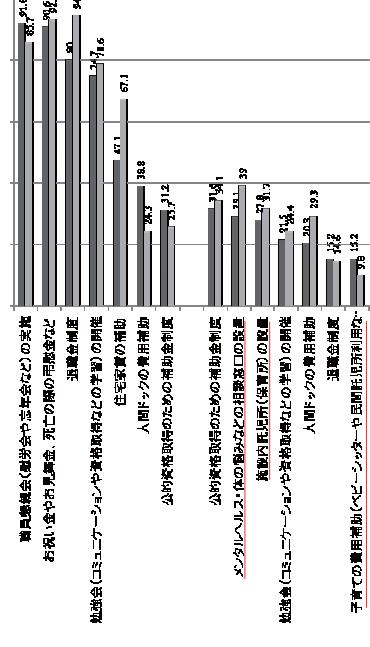


事業所調査(2)



事業所調査(3)

正規職員離職率からみた福利厚生



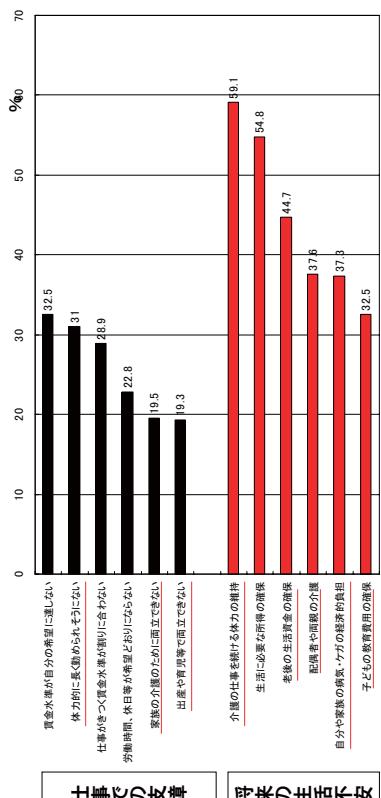
職員調査(1)

図表3-26 福利厚生の施策ごとの効果

利用経験から得られた効果	主な福利厚生制度
けがや病気などの不安がやわらぐ	人間ドックの費用補助
生活費が節約できる	寮や社宅の入居制度、住宅家賃の補助、食事施設設置・食事金錢補助、お祝金、見舞金など
職場に親しみが持てる	生活相談（法律、生活設計など）
職場に対する満足感を得られる	退職金制度
職場の中間と親しくなる	職員懇親会の実施
職場の職員との一体感を感じる	スポーツや趣味のサークル活動
仕事と家庭生活との両立ができる	施設内託児所等の設置、お祝い金、見舞金、弔慰金など
家族との快適な生活に役立つ	子育て費用の補助、余暇施設の利用、飲食店、日用品等割引購入制度、職場を通じた民間保険への加入
資格取得に役立つ	公的資格取得のための補助金制度、勉強会の開催（コミュニケーションや資格取得の学習会を含む）
仕事に集中できる	財産形成の援助、メンタルヘルス等相談窓口の設置

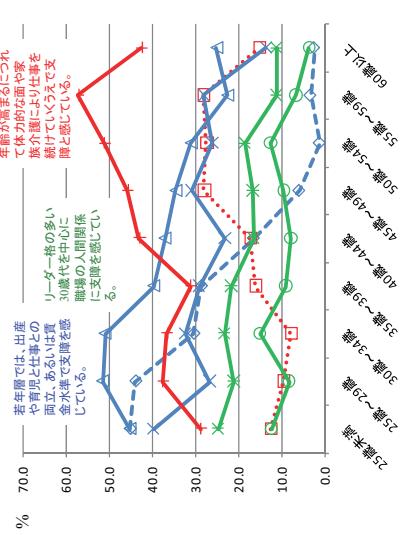
職員調查(2)

図表3-32、33 勤続の意思「続けていきたい」派が感じる支障と将来の生活不安



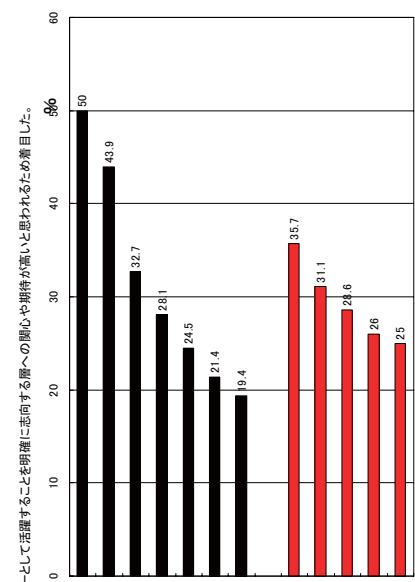
職員調查(4)

図表3-35 年齢区分ごとに見た仕事を続けていくうえでの支障となること



職員調查(5)

図表3-48、49 キャリアイメージ(ユニットリーダー等※)が支障と感じることと導入して欲しい制度



職員調査(6)

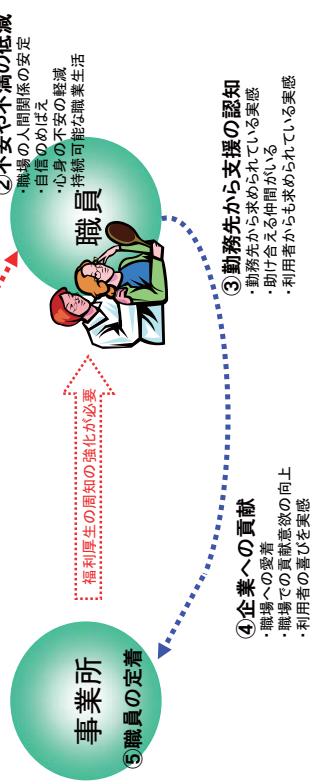
図表3-50 キャリアイメージ(ユニットリーダー等)が導入して欲しい制度

・平均値……して10点イド・度……二・が強・いて、施

	平均値	通所介護事業所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問介護事業所
住宅賃料の補助	21.1	38.6	18.3	29.8	35.5
食事施設設置、食事金補助	15.5	20.5	25.4	21.3	25.8
施設内託児所等の設置	19.4	15.9	22.5	40.4	12.9
子育ての費用補助	17.8	22.7	23.9	34.0	22.6
スポーツや趣味のサークル活動	10.2	18.2	12.7	21.3	9.7
公的資格取得のための補助金制度	32.1	43.2	33.8	40.4	19.4
勉強会の開催	13.9	25.0	18.3	10.6	19.4
余暇施設の利用	15.2	9.1	12.7	27.7	19.4
(参考)人間ドックの費用補助	30.8	29.5	26.8	36.2	35.5
(参考)退職金制度	26.3	31.8	15.5	31.9	32.3

介護職員の定着要素

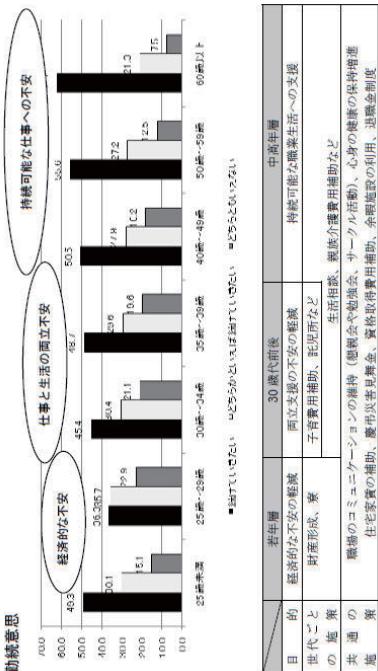
- ①福利厚生(制度化されていない支援も含む)の提供
 - ・事業主との会話、職員間の交流（懇親会や勉強会）
 - ・資格取得や自己経営の支援（資格取得補助や奨励金）
 - ・心身の健康保持可能な福利厚生（健康管理、メンタルヘルス相談）
 - ・仕事の運営が可能な福利厚生（若年層は託児所、中高年層は親族介護）



結果をもとに考えられること



ライフサイクルと福利厚生

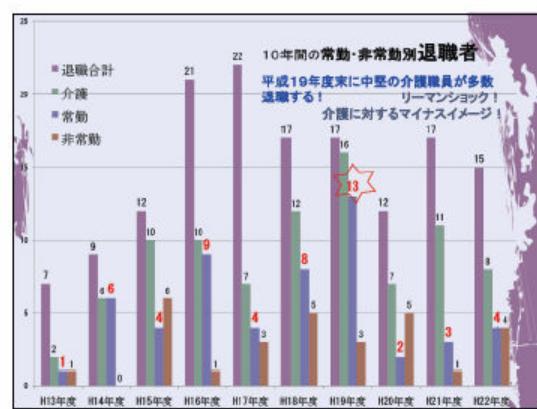
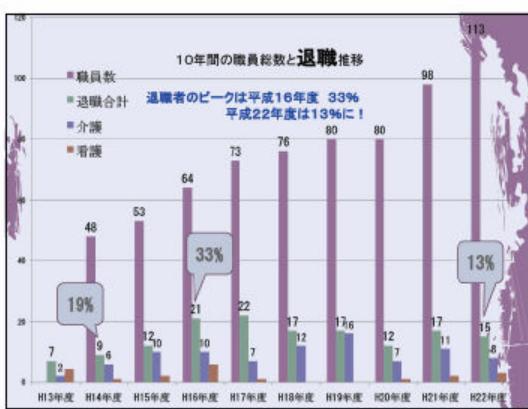
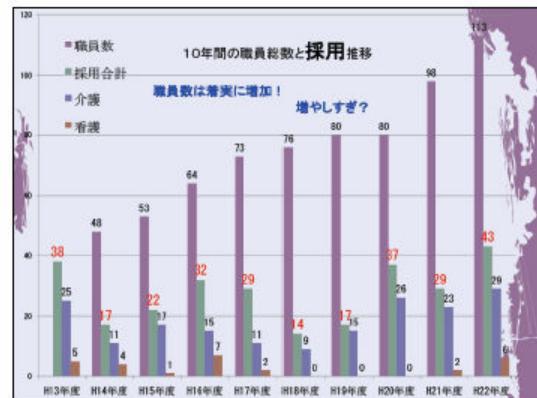
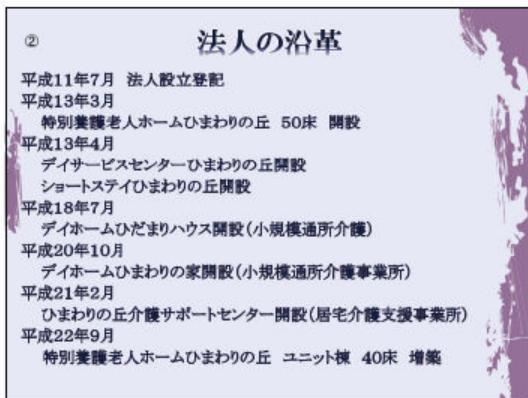
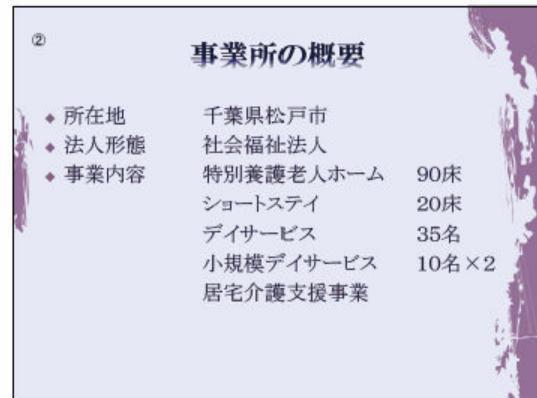
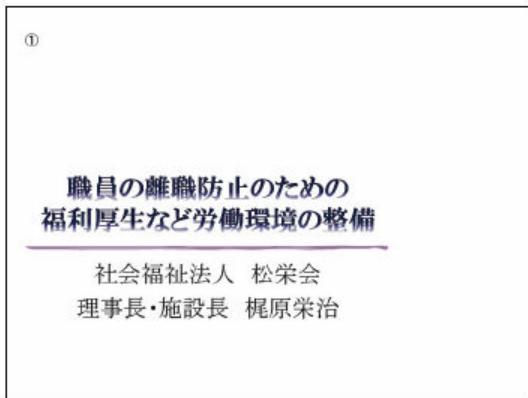


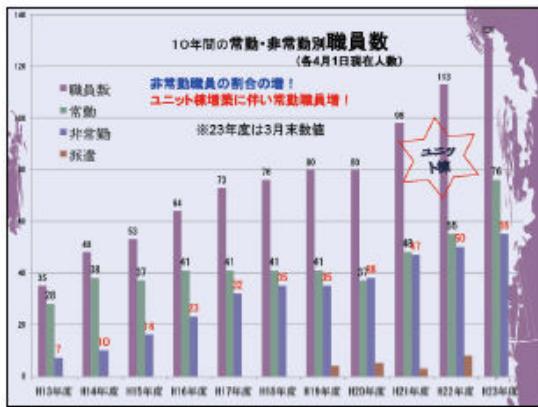
本日の事例

身近な取り組みから制度化へ
の の の の の 化 の の 化
化 取り組 事例
事例
217

制度の 制度の
事例 事例
224

み 取り組 事例 事例
身 み 取り組 事例 事例
身 222





② 職員の状況

- 職員数(平成23年3月末見込)
職員総数131名 (常勤76名 非常勤55名)

職種	常勤	非常勤
介護職員	57	34
看護職員	4	7
その他職員	15	14
(栄養士・相談員・事務職員・運転手・クリーニング)		

③ 今日の福利厚生施策構築までの経緯

- 開設当初の状況
職員研修(慰安)旅行実施断念
- 中堅職員の多数退職とモラール調査の実施
平成20年春実施…最悪の状況⇒コンサルの導入
- 残った職員との結束力強化
部署ごと「がんばろう会!」実施
翌年「職員懇親慰労会」スタート(屋形船・日帰り旅行)
- 職員の自主活動支援
サークル活動(テニス・フットサル)
委員会への権限移譲

モラールサーベイ報告より

- 平成20年4月に実施(常勤職員35名対象)
『職員の満足度は非常に低く、健全なレベルにはない』
『すべての職種の士気の低さが見て取れる』
『施設の運営基盤は安定しているとは言えず変革の必要あり』
『サービスの質や効率を上げるための施策を講じるべき』

スタッフが働きがい・やりがいを持つ職場づくりを目指す
<全体方針>

- 「スタッフの気づきに蓋をせず、その思いを実現することを皆で考え実現する風土をつくる」
- 「スタッフの“学びたい”を応援する」
- 「スタッフが活き活きと働き続けられるような労働環境を整える」

社会福祉法人松栄会
平成22年度事業計画

現在の主な施策内容

- リフレッシュ休暇制度
- 研修受講希望申請制度(法人からの補助)
- 職員慰安行事の実施
- 職員全体忘年会の実施
- テニスコート(普段は駐車場)整備
- 烟の貸し出し
- 託児室設置・運営
- 喫茶コーナー設置(職員・利用者・一般)
- 夏祭りの継続実施

④

今後の課題

- ◆ 人材育成システムの導入実施
- ◆ 教育システムの構築(プリセプター制)
- ◆ 職員教育体制の再構築
- ◆ サークル活動支援の継続
- ◆ 適正配置と適正配分
- ◆ 人事異動の定例化
- ◆ 他施設との交流研修事業の推進
- ◆ 夜勤体制等の見直し



マネジメント化する中での 職員への福利厚生の整備

～スタッフの「想い」にどう応えるか～

有限会社 すまいる 取締役 米田 早苗
特定非営利活動法人 ほっとすまいる 理事長 米田 早苗

1 地域共生ホーム 「すまいる」の概要

場所
開所経緯
事業内容
理念
共生型



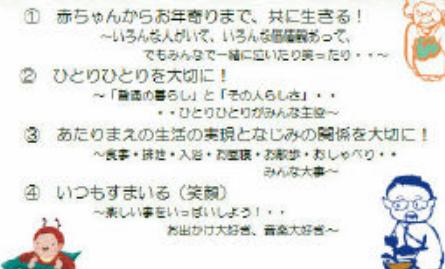
理念

① 赤ちゃんからお年寄りまで、共に生きる！
～いろんな人がいて、いろんな価値観あって、
でもみんなで一緒に住むって美うたり。～

②ひとりひとりを大切に！
～「普通の暮らし」と「その人らしさ」。
ひとりひとりがみんな生き～

③ あたりまえの生活の実現となじみの関係を大切に！
～食事・旅館・入浴・お世話・おしゃべり・
みんな大事～

④いつもすまいる（笑顔）
～楽しい事をいっぱいしよう！
お出かけ大好き、音楽大好き～



すまいるの毎日 その1（日課はない）



すまいるの毎日 その2（笑顔がいこばい）



2 スタッフへの福利厚生

- ママさんスタッフ制度 子どももスタッフとして働く

導入のきっかけ
 ママさんにとって・・・・
 子どもにとって・・・・
 利用者さんにとって・・・・
 すまいるにとって・・・・

- ・社員登用への道
- ・資格取得の応援

3 スキルアップへの応援

■ 会員補助

- ・外部セミナー等研修へ積極的に参加してもらう
- ・ケアマネ・介護福祉士資格取得の面倒見講師のために一人一万円の補助
- ・ガイドヘルパー取得のための補助

資格手当をつける

3 スキルアップへの応援

■ 研修会

- ・定期的な勉強会 → 夜 6:00～8:00くらい
講師は、私がスタッフがつとめる
- ・H22 11月～H23 1月 介護福祉士の筆記試験の勉強会
8～10回実施
- ・H23 2月 上記の合格者で実技試験の勉強会
12回実施

4 中小企業退職金共済 への加入

共済加入検討中

5 健康診断の全額負担

インフルエンザの予防接種補助

6 各種宴会への負担

圧倒的な参加率



①

事業所の概要

- ・ 所在地：鹿児島市星ヶ峯地区（住宅団地内に3事業所）
- ・ 法人形態：NPO法人
- ・ 事業区分：通所介護（住宅型有料老人ホーム併設）
- ・ 事業所の介護職員数：介護職員数正規4名、非正規1名
- ・ 法人の職員総数：39名
- ・ 法人沿革：
 - (1) 昭和55年ころから子育て支援の地域福祉活動に参画。その後、民生委員・主任児童委員に就任
 - (2) 地域福祉活動の経験、自らの母親の介護経験を契機に「宅养老服务所」を開設
 - (3) 平成15年NPO法人化し、介護事業所となる。
 - (4) その後、第二事業所（平成18年）、第三事業所（同20年）を開設
- ・ 事業所特徴：地域の「駆け込み寺」であること

③

事業所経営で重視していること

1. 職場に出勤することが楽しみになるような職場づくり
2. 職場の風通しのよい職場づくり
 - (1) 事業収支等経営情報を職員に公開
 - (2) 介護報酬による収入の6割を賞金として還元する。
 - (3) 賞与年3ヶ月の支出が目標
 - (4) 毎年度昇給実績あり
 - (5) 職員の経営参加
 - (6) デイのプログラムづくり、研修会の企画等に職員の参加機会を提供
3. 職員が職場で自分の存在を感じ、また、資格取得を通じて社会的にも自信がもてるよう支援できる職場づくり

④

事業所の成長と労働条件の整備

1. 現状行っている主な福利厚生施策
 - ・ 食事補助、退職金制度、祝金・弔慰金等、職員懇親会、生活相談、勉強会開催であるが、設立当初から制度化されていた軒ではない。
 - ・ ⇒組織の成長とともに必要性が生じた。
 - ・ ⇒祝儀（大入り袋）により経営実感をメッセージ化する。
2. 組織の成長の中での人材の確保と職員の働きがい
 - (1) 他の施設で利用を断られた利用者の受け入れ
 - (2) 専門的な技術を有した職員（介護職経験者）の確保
 - (3) 職員が増える中の経営意識や責任感のめばえ（労働条件の整備）
 - (4) 他の施設で心に傷を負った職員も、この事業所では存在感や働く楽しさを感じる（リクエスト用紙による意志疎通）
 - (5) 結果的に職員が定着し、労働条件の整備が必要となった。